

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっての意見(たたき台)に対する各委員からの意見と市の考え方等

委員	意見の内容	市の考え方等
横田会長	事務局と調整し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっての意見(たたき台)」を作成したので各委員に意見を求めています。	
荒井副会長	<p>1 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)については、おおむね適正と認めるところです。</p> <p>2 全国的にごみ処理施設の広域化をめぐることは、迷惑負担の公平という議論が、関係住民の皆さんや行政当局の間で起こることがあります。今後広域化計画の事業化を進めるにあたっては、鎌倉市、逗子市、葉山町で十分な意思統一を図り、関係住民に誠意をもって説明に努める必要があります。</p> <p>3 一般に廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、①処理の安定性 ②処理の安全性 ③経済性・効率性、が重要であると言われています。ごみ処理の広域化では特に、②の安全性、③の経済性・効率性に目が行きがちであるが、①のごみを安定的に処理して市民生活に支障を来たさないという観点も重要です。</p>	<p>2 ごみ処理広域化の推進にあたっては、各市町の役割分担の明確化や関係住民の理解と協力が不可欠であり、鎌倉市、逗子市、葉山町で十分な意思統一を図り、関係住民に誠意をもって説明していきます。</p> <p>3 広域化の基本方針では、将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指すこととしており、御意見のとおりリスク管理を踏まえ安定性の確保に努めていきます。</p> <p>御意見を踏まえ、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっての意見」を取りまとめていきます。</p>
大西委員	<p>1 留意事項2(生ごみ資源化施設について) 施設の適切な運用と、付帯設備(脱臭システムなど)の適切な維持管理が重要です。</p>	<p>現在本市が計画しているように小規模な施設から実施し、しっかりと検証を行い最適な施設運営方法や維持管理を見極めた上で、拡充していく考えです。御意見を踏まえ、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっての意見」を取りまとめていきます。</p>
河邊委員	<p>1 留意事項2(生ごみ資源化施設について) 人口減少とごみの減量は比例するため、廃棄物の減量化も踏まえていくべきです。また、臭気対策については、建設予定地の環境とパブコメの意見を踏まえて、地域の実情を勘案し環境負荷を低減できるシステムを導入するとともに周辺住民に丁寧に説明し、理解を得て進める必要があります。</p> <p>2 留意事項4(ごみ処理経費について) 将来だけではなく、現状を含めて考える必要があります。</p> <p>3 留意事項5(災害時の対応について) 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D,Waste-Net)を活用することを記載したほうが良いです。</p>	<p>1 施設建設については、人口減少に伴うごみの減量などを踏まえるとともに、パブリックコメントの意見や生ごみ資源化施設建設候補地の地域事情も勘案し、確実な処理方法や効率的な運営、臭気対策をしっかりと周辺住民に説明を行っていきます。</p> <p>2 ごみ処理経費については、現状についても多面的に調査した上で、将来について検討していきます。</p> <p>3 災害時のごみの対応については、市町村のみでの処理はできないため、県、国と協力していく必要があります。ご指摘のとおり、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D,Waste-Net)を活用することを記載します。</p> <p>御意見を踏まえ、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっての意見」を取りまとめていきます。</p>
坂本委員	<p>1 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化の推進にあたっては問題ないです。</p>	
村田委員	<p>1 留意事項2(生ごみ資源化施設について) 臭気対策については、水分の除去・異物の混入等に家庭での具体的な協力内容を知らせる必要があります。</p> <p>2 留意事項3(安定的なごみ処理について) 既存の処理施設及び収集等の体制及び処理体制の新構築に伴う所要の人的確保並びに委託業者・処理業者の能力向上、なにより排出者の確実な協力の確保が重要です。また、有料化の功罪として、処理業者が市民からの廃棄物も取り扱える仕組みを構築し、市民が所定の場所に所定の時間に自由に搬入できるようにすることも検討したほうが良いです。</p> <p>3 留意事項4(ごみ処理経費について) 具体的な縮減については、歴史・文化・風土等も含めて多面的に調査したほうが良いです。</p> <p>4 留意事項5(災害時の対応について) 一次保管場所の確保を市の防災計画等で庁内検討を行った方が良いです。</p>	<p>1 生ごみ資源化の臭気対策については、施設の臭気対策だけでなく、生ごみの排出時の対応も重要であることから、臭気対策も考慮した生ごみの排出方法について市民に丁寧に説明を行っていきます。</p> <p>2 広域化に当たっては、費用対効果を踏まえた上で、処理方法や処理体制の変更に十分に対応できるように、ごみの収集・処理体制の構築を図るとともに、市民に対してごみの減量・適正な分別の徹底について周知・啓発を行い、安定的なごみ処理の実現を目指していきます。また、市民の皆様にも、ごみの減量・資源化策に協力してもらえるよう、ライフスタイルに対応し、利便性を向上できるごみ処理体制の仕組みを検討していきます。</p> <p>3 ごみ処理経費については、歴史・文化・風土等、本市の特性も踏まえながら、縮減の検討を行っていきます。</p> <p>4 平成30年3月に策定した鎌倉市災害廃棄物等処理計画において、災害ごみの一時保管場所を確保しておりますが、災害時の具体的な運用方法等について、検討を進めています。</p>

「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」の各委員からの意見と市の考え方等

委員	意見の内容	市の考え方等
横田会長	資料2-2の植木剪定材積替施設の用地を将来にわたって安定的に確保しておくことは重要な課題である。広域連携を視野に入れる前に、鎌倉市独自の候補地を選定しておく必要があると思われる。	植木剪定材堆肥化事業は、本市のごみの資源化に大きく寄与しており、生産した堆肥は多くの市民に利用されていることから、第3次一般廃棄物処理基本計画でも、資源化委託により本処理業務を継続していくことを位置付けており、今後も継続していくべき事業と考えています。現在の事業地は、農業振興地域内の農用地である民有地を借用していますが、本市の土地事情を考慮すると、新たな用地を確保することは難しいため、当該地の継続利用を含め検討をしていきます。
荒井副会長	<p>1 今回の鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)(以降:実施計画(素案)という)は、鎌倉市、逗子市、葉山町の3者が、それぞれの役割を果たすことで成り立つものであると考えます。したがって、今後鎌倉市は、現在計画している処理施設の整備、処理委託先の確保等を粛々と進める必要があります。</p> <p>2 環境省は、平成31年に発出した広域化通知で、広域化・集約化の6つの方向を例示しており、その6つの方向では、②(構成市町間のごみの種類別処理分担 ⑥民間活用(委託処理)を挙げている。今回の2市1町の広域化の方向、すなわち鎌倉市の目指している方向は、環境省が例示したことに合致していると考えられます。ただ、今回の市の取り組みは、ごみ処理の相当部分を外部に依存することになるので、ごみ処理の安全保障とリスク管理に努める必要があります。</p> <p>3 笹田リサイクルセンターの長寿命化整備方針(案)については、①笹田はリサイクル施設であり施設の構成が焼却炉のように複雑でないこと、②建築物は耐用年数が50年程度以上あること、③環境教育機能は関係者の努力で陳腐化しておらず、また今後もアップデートが可能であることなどの理由から、ケース1が適当と考えます。</p>	<p>1 平成31年3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」及び「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)」に基づき施設整備、処理委託先の確保等を行っていきます。</p> <p>2 リスク管理として、複数の民間事業者とバックアップ体制を構築して安定的にごみ処理が行えるようにしていきます。また、災害時の対応も平常時から国・県・関係機関との協定締結等により支援体制を構築していきます。</p> <p>3 今後、長寿命化整備方針(案)にもあるようにケース1(リニューアル工事)を前提に改修時期、改修範囲及び費用面を検討し、コンクリート構造の建築物の耐用年数である竣工後50年の令和29年度を目標年度として延命化工事を行い、適正な維持管理と施設運営を行っていきます。</p>
大西委員	<p>1 実施計画(素案)は、ゼロ・ウェイストが背景となっています。ゼロ・ウェイストが前提となっている以上、実施計画(素案)にある令和11年度には①ゼロ・ウェイストになる、②もしくはそれに近いごみ量になるという見通しが理解できる必要があると思います。おそらくこの点を意図して作成された図だと思いますが、よく伝わりません。表記方法として、再資源化に該当する項目を示し見通しとしての具体的な数字を示したほうが良いと思います。(例) 再資源化に該当する処理法:メタン発酵、堆肥化 再資源化率:再資源化量/総発生量×100 8717t/27,674t×100=31.5%</p> <p>2 資料2-1で示している資源化品目は全て再資源化を行うということを説明したものだと思いました。仮に、焼却自体を再資源化と位置付けるのであれば、焼却(熱利用・発電を含む)を積極的に活用することが、ゼロ・ウェイストを支持する方針ではないかと思えます。</p> <p>3 植木剪定材受入事業場に関する「物の流れと収支」はどこかではっきりしたほうが良いと思います。説明では、①植木剪定材11000tを処理し、②別の施設(県外)で堆肥化し、③戻ってきた600t余りを市民配布とのことでした。約95%の減量が達成できているように見えているが、おそらく、②では①以外の資材が加えられ、③は①の全量からくる堆肥化物を反映していない。また、「②で堆肥化された物の一部は別で販売されている(③に向かわない、の意味。)」と現場視察で聞きました。これが正しいか、どれ程の量であるかはわかりませんが、現在、発生した植木剪定材11000tが、堆肥600tになって(約95%減量)市民配布で全てが完結しているように見えているのは、錯覚である可能性があるということです。市が生ごみの堆肥化推進を主張したい根拠の一つは、植木剪定材の堆肥化処理の長年の実績であるように感じています。それが確かであることを確認する上でも、この物の出入りの流れを正しく把握することは重要であると思えます。</p> <p>4 笹田リサイクルセンター 長寿命化整備方針(案)の9ページ、第3節 延命化計画の10行目は「令和29年度」の誤りでしょうか。</p> <p>5 地元や周辺地域からの理解は得られているという解釈でよろしかったでしょうか。地元住民の理解があるということであれば、笹田リサイクルセンター 長寿命化整備については、リニューアル工事や延命化工事を含めた今後の維持管理と、発生する処理物や生産物との費用対効果の説明をした上で、この方針でよいと考えます。</p>	<p>1 市の方針では、様々なごみの減量・資源化施策を実施することにより、平成30年度に約3万トンあった焼却量を令和11年度には約1万トンに削減することとしています。目標達成のためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠であることから、ごみの減量・資源化施策の実施見通しを数字で示し、市民や事業者十分に説明していきます。</p> <p>2 本市では、限りある資源を有効に活用し、環境負荷をできるだけ低減する循環型社会の構築を目指して、ごみの焼却量や最終処分(埋立)を限りなくゼロに近づけるゼロ・ウェイストを基本理念として掲げています。ごみの埋立地を持たない本市では、焼却灰を溶融固化し、路盤材として資源化していますが、環境負荷や費用、地域特性から、徹底した資源化を進め、焼却は資源化を進めた上での最終手段として考えています。</p> <p>3 本市から出された植木剪定材11,000tが95%減量された結果、堆肥が600t生成されるというのではなく、委託事業者がチップ化したものの一部に資材を加えて堆肥化し、その一部(鎌倉市民のニーズに見合う量として、平成30年度は600t程度)を市民に無料配布しているものです。また、チップについては、委託事業者がバイオマス燃料としても活用しています。本市が検討している生ごみ減容資源化施設は、好気性微生物を活用して生ごみを発酵・分解し、その副産物を堆肥として使用するもので、他市での実績を確認し、実現可能と判断しているもので、植木剪定材の処理実績を根拠にしているものではありません。</p> <p>4 御指摘のとおり、令和29年度の誤りです。修正をします。</p> <p>5 地元住民との協定に基づき完全屋内作業とし、騒音・臭気等の防止に万全を期しながら、鎌倉市の資源物収集品目である、飲食用カン・ビンとミックスペーパーの圧縮・梱包等の中間処理と市民主導によるごみの減量化、リサイクルの促進等を図る各種の啓発活動及び情報発信を行っており、特段の苦情はなく、地元住民とは良好な関係を築いていること及び、現在の機能を延命化するだけで、新たな資源化品目を増やすわけではないことから、中間処理施設として継続使用することについても、理解が得られるものと認識しています。今後、地元住民との協議が整い次第、長寿命化整備方針(案)にもあるようにケース1(リニューアル工事)を前提に改修時期、改修範囲及び費用面をしっかりと検討し、コンクリート構造の建築物の耐用年数である竣工後50年の令和29年度を延命化の目標年度として延命化工事を行い、適正な維持管理と施設運営を行っていきます。</p>
河邊委員	<p>1 笹田リサイクルセンター長寿命化整備方針(案)について ①重要度判定結果について、ごみ計量機は評価要素の環境面で「1点」と採点していますが、環境面の影響から判断すると点数は付けられないと考えられます。計量機等機器類については評価点数「0」があっても良いのではないかと考えます。 ②金属疲労についてはJISに則り金属疲労試験を行い、定量的に把握することも必要です。また、コンクリートについても同様です。 ③検討に当たっては、人口減少、ごみ量の減少を踏まえた施設規模により検討することが基本と考えます。 ④ケース1については、リニューアル中のごみ処理費を含めて検討する必要があります。</p> <p>2 植木剪定材受入事業場を当面の間は、現在使用している積替施設を継続し、将来的には市内の新たな候補地へ移設を含めて検討するとあるが、鎌倉市では新たな建設候補地を選定することは難しいと考えられるため、現在地を継続利用することを検討する必要があると考えます。なお、継続利用するにあたっては、市民を交えて委員会を組織するなどして検討するの一つの方法と考えます。</p>	<p>1 笹田リサイクルセンター長寿命化整備方針(案)について ① 環境面としては、騒音、振動なども評価しており、計量機に収集車等が乗った際に生じる騒音、振動等の評価を行い点数を付けておりますが、影響が少ないため重要度は一番低い評価「1点」としています。 ② 施設整備を行う際には、十分配慮して行なっていきます。 ③ 施設整備を行う際には、改めて今後の人口減少、ごみの減少を踏まえ適正な施設規模を検討していきます。 ④ 施設の修繕にかかるLCCによる比較では、ケース1が一番廉価となっています。リニューアル工事期間で見ると、ケース1は2年間、ケース2は4年間(2年間×2回)、ケース3は現在の施設は通常の維持修繕をして新施設に引き継ぐため、現施設を止める期間はありません。そのため、ケース1とケース2において、工事期間中のごみ処理委託費が発生します。全体的にはケース1が一番廉価になるものと考えていますが、施設整備にあたっては、御意見のとおりリニューアル工事期間中のごみ処理費も含め、検討していきます。</p> <p>2 植木剪定材堆肥化事業は、本市のごみの資源化に大きく寄与しており、生産した堆肥は多くの市民に利用されていることから、第3次一般廃棄物処理基本計画でも、資源化委託により本処理業務を継続していくことを位置付けており、今後も継続していくべき事業と考えていきます。現在の事業地は、農業振興地域内の農用地である民有地を借用していますが、本市の土地事情を考慮すると、新たな用地を確保することは難しいため、当該地の継続利用を含め、検討をしていきます。</p>

坂本委員	<p>1 笛田リサイクルセンターを見学したところ、非常に施設が良好に維持管理されている状況が確認できました。騒音等の関係で完全屋内型になっており、大型機器等の維持という面でも、雨風にさらされることがないため、他の市町のリサイクルセンターとは異なり、20年経過という歳月を感じさせないものとなっている。しかし、機器類には寿命があるため、定期的に交換する部品等が年月の経過とともに増えることは間違いない。LCCによる計算の結果では、プラントのみのリニューアルが最も良い結果になっているため、そのように進めて行くことが最も合理的と思われる。</p> <p>2 この先の景気低迷が予測されるため、それ以外の資源化物の安定的なリサイクルが可能なのかという点が心配される。プラスチック製の容器包装関係は、市内の業者が請け負っているが、鎌倉市がこのまま定期的に依頼することで事業が成り立つ図式であれば、継続的な安定性は確保できるかもしれない。植木剪定枝も、今の方式であれば、何とか継続可能と思われる。やはり一番心配なのが、灰の溶融固化である。路盤材としての使用量が、この後増加する可能性が少ないことから、溶融固化で量が大幅に減少するとはいえ、引き取りを断られてしまった場合にどうするのか、リスクヘッジを考えておく必要がある。</p>	<p>1 今後、長寿命化整備方針(案)にもあるようにケース1(リニューアル工事)を前提に改修時期、改修範囲及び費用面を検討し、コンクリート構造の建築物の耐用年数である竣工後50年の令和29年度を目標年度として延命化工事を行い、適正な維持管理と施設運営を行っていきます。</p> <p>2 鎌倉市内での焼却灰の埋め立ては難しいため、溶融固化での処理を行っています。溶融スラグについては、毎年行っている現地確認の際に路盤材等として安定した供給先が確保できていることを確認しており、将来的にも特に問題ないと認識していますが、現在リスク管理も踏まえ、3者に分散して委託処理しています。今後、焼却灰の資源化について、新技術の調査、国・県や事業者の動向などを踏まえ検討を行っていきます。</p>
村田委員	<p>1 笛田リサイクルセンター長寿命化整備方針(案)については、延命化計画ケース1で異論はありません。</p> <p>2 植木剪定材受入事業場について、 ①現在、当該地は、道路が細いという問題も含め、農振地域の用地を借りて使用しているため、そのままの状態では事業が継続していけるのか。 市内の移設先として今泉クリーンセンターや名越クリーンセンターの敷地利用の検討をしていないのか。 ②面積等規模的に十分なのか、今後の増減に対応できるのか。 例えば、市が緑地を保全し、増やしていくならば、植木剪定材の排出量も増える。 その際は、緑地の計画との調整は必要になると考えます。 ③以前に臭気が問題になったことがあるので、そのようなことがないようにした方がよい。</p> <p>3 ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類・布類の中間施設について、 現在の民間委託の状況で、永続的に可能かということは、よく検証するべきであり、特に1者しかないものについては、業者の言うままにならないよう、緊張感をもつ必要があります。 委託しっぱなしではなく、施設、処理の状況等、市がきちんと確認する必要があり、民間委託しているものについて、経費等も含めて、それがベストな選択なのかということを、市として確認していく必要があると考えます。</p> <p>4 今泉クリーンセンター、名越クリーンセンター、坂ノ下積替所について、 民間が施設を整備する場合には、市が確認すべき項目を、チェック表で確認するなど、きちんと制度のようなものを整える必要があります。(災害等への対応についても、安定処理ができるような計画を用意させるなども含めて)</p> <p>5 改修等を行う場合、現在はその費用を支援する制度はなく、事業者の処理単価に含まれていると考えますが、今後、民間事業者の施設改修をする場合に、補助金が出るような制度の構築を、国や県に要請してもよいと考えます。</p> <p>6 事業系が2品目だが他の廃棄物は混入していないと理解して良いのか。 また、事業系のびん・缶等の産業廃棄物を、市の施設で受け入れているのか。</p>	<p>1 今後、長寿命化整備方針(案)にもあるようにケース1(リニューアル工事)を前提に改修時期、改修範囲及び費用面を検討し、コンクリート構造の建築物の耐用年数である竣工後50年の令和29年度を目標年度として延命化工事を行い、適正な維持管理と施設運営を行っていきます。</p> <p>2 植木剪定材受入事業場について、 ① 植木剪定材堆肥化事業は、本市のごみの資源化に大きく寄与しており、生産した堆肥は多くの市民に利用されていることから、第3次一般廃棄物処理基本計画でも、資源化委託により本処理業務を継続していくことを位置付けており、今後も継続していくべき事業と考えています。 現在の事業地は、農業振興地域内の農用地である民有地を借用していますが、本市の土地事情を考慮すると、新たな用地を確保することは難しいため、当該地の継続利用を含め検討をしていきます。 狭隘な道路事情については、大型車が交差しないように植木剪定材の積替え車両を一方通行にすることで対応しています。 ② 一次的な積替所のため、植木剪定材の排出量が増えたとしても、搬出台数を増やすことで対応は可能と考えています。 緑地の保全等との関連については庁内で調整を行っていきます。 ③ 臭気対策については、EM菌や消臭剤の散布等により臭気対策を行っていますが、植木剪定材を長期に蓄積した場合、臭気が発生することから、搬出回数を増やすなどの対応をしています。</p> <p>3 ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類・布類の中間施設 委託事業者の選定に当たっては、安定性、効率性、経済性を踏まえて適切に中間処理が出来る事業者を選定するとともに、法に基づき毎年度、処理の状況を現地で確認しています。 処理経費については、公表されている公共労務単価や県内自治体の処理単価と比較するなど、妥当性を確認した上で契約を行っており、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類・布類の中間処理については市内の事業者と契約を行っています。 今後とも資源化処理の安定性、効率性、経済性を確認するとともに、市民生活に影響を及ぼすことなく、適正な処理が確保できるよう事業者の選定を行っていきます。</p> <p>4 民間が施設整備する場合には、施設建設の許可は神奈川県が許可要件に合致することの確認を行うこととなりますが、当該施設に市が委託する場合には、市でもしっかりと確認を行っていきます。御意見いただいたように災害時等の処理体制も整備された安定的に処理ができる事業者であるかを確認してまいります。</p> <p>5 ごみの減量・資源化に寄与する民間事業者の施設改修等が必要になった場合の補助制度の構築について、機会をとらえて国や県に要望していきたいと考えております。</p> <p>6 事業系ごみについては、燃やすごみと植木剪定材のみ市で受入しており、缶・ビンの受け入れはしていません。 分別の徹底については、燃やすごみは定期的にピット前検査を、植木剪定材は搬入時に異物や他市のごみが混入していないか等を調査し、混入していた場合は指導を行っています。</p>